

飯綱町鳥獣害防止電気柵普及促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、農作物の鳥獣害を防止するために、電気柵を設置した際の購入に要する経費の一部を補助することについて、飯綱町補助金等交付規則（平成17年10月1日規則第27号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助金交付対象者)

第2条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、町内において農作物を耕作する個人及び法人とする。

(補助金の対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費の額（以下「補助対象経費」という。）は、農作物の鳥獣害を防止するために電気柵を購入するために支払った金額とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2の額とし限度額を5万円とする。ただし、算出額の1,000円未満の額は切り捨てる。

(補助金交付申請)

第5条 補助対象者は、飯綱町鳥獣害防止電気柵普及促進補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 補助金交付申請の時期は、年度末までとする。

3 補助金交付申請は、1世帯当たり（法人にあつては1法人当たり）年度1回の申請とする。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定により申請書の提出があつた時は、その内容を審査して補助金の交付の可否を決定する。

2 町長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した補助対象者に対しては、鳥獣害防止電気柵普及促進補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

(補助金の請求等)

第7条 町長は、前条の規定により補助金を決定後、鳥獣害防止電気柵普及促進補助金交付請求書（様式第3号）による補助対象者の請求に基づき、補助金の交付をする。

(補助金交付の取消し)

第8条 町長は、補助対象者が虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けた場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第9条 町長は、補助金の交付を取り消した場合、すでに補助金が交付されているときは、補助金の全額又は一部について返還を命ずることができる。

(補足)

第10条 この要綱に定めのあるもののほか必要の事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。